

## 総合口座 商品概要説明書

(2026年3月12日現在)

1. 商品名	総合口座	
2. 対象のお客さま	個人のお客さま(事業性資金に関わるお取引は除く)	
3. 対象の取引	次のお取引が総合口座としてご利用いただけます。 ・普通預金 ・スーパー定期、大口定期(以下、これらを「定期預金」といいます。積立式定期預金口座にお預入れられる個別のスーパー定期を含みます。) ・定期預金を担保とする当座貸越(満18歳以上のお客さま)	
4. 預入期間	各預金の商品概要説明書をご参照ください。	
5. お預入れ		
6. お引出し		
7. 利息		
8. 税金		
9. 手数料		
10. 付加できる特約事項		
11. 中途解約		
12. 当座貸越		普通預金の残高を超えて払戻しの請求または各種料金などの自動支払いの請求があった場合、定期預金を担保に不足額を自動的に貸出し(当座貸越)いたします。 普通預金口座に入金があると自動的に返済になります。
13. 貸越極度額		担保定期預金の合計額の90%(千円未満は切り捨て)または300万円のうち、いずれか少ない金額
14. 貸越金利息		(1)貸越金利 ・担保定期預金の約定金利に0.50%を上乗せした金利 (2)貸越金利息のお支払い ・毎年2月と8月の第2金曜日の翌日に、普通預金から引落とし、または貸越元金に組入れます。 ・担保定期預金の残高が0円になった場合、または総合口座の解約時には、その時点でお支払いいただきます。 ・貸越極度額を超えたまま6カ月を経過した場合など、当社所定の事由が生じたときは、満期日前でも担保定期預金と相殺することにより貸越元利金をご返済いただく場合があります。 (3)計算方法 ・付利単位を100円、1年を365日とする日割計算とし、1円未満の端数は切り捨てます。
15. その他の参考事項	・当社との取引開始にあたっては、必ず総合口座を開設いただきます。総合口座の開設は、お1人さま1口座のみとさせていただきます。	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の開設時に、普通預金口座と定期預金口座を残高0円で開設いたします。積立式定期預金口座の開設をご希望のお客さまは、別途お申出ください。</li> <li>・総合口座を開設いただくと、「イオン銀行ダイレクト」の契約者となります。また、電子マネー「WAON」の機能が付いたキャッシュカードを発行いたします。</li> <li>・通帳は発行いたしません。お取引内容の確認方法は、各預金の商品概要説明書をご参照ください。</li> <li>・お客さまのお申出により、当座貸越のご利用を停止することができます。</li> <li>・満18歳未満のお客さまは当座貸越をご利用いただけません。満18歳に達した日以降、お申出により当座貸越をご利用いただけます。</li> <li>・当社店舗では現金、手形・小切手などの証券類は取扱いできません。</li> <li>・総合口座にて取扱う各預金は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li> </ul>
<b>16. 金利情報の入手方法</b>	当社ホームページでご確認いただくか、当社窓口へお問い合わせください。
<b>17. お問い合わせ先</b>	イオン銀行 コールセンター 【電話番号】 0120-13-1089
<b>18. 当社が契約している 指定紛争解決機関</b>	一般社団法人全国銀行協会 【連絡先】 全国銀行協会相談室 【電話番号】 0570-017109 または 03-5252-3772 【受付日】 月～金曜（祝日および銀行法で定める銀行の休業日を除く） 【受付時間】 9:00～17:00

**イオン銀行**